

番 号	① 陳情 第 5 号 ② 陳情 第 6 号 ③ 陳情 第 7 号 ④ 陳情 第 8 号 ⑤ 陳情 第 9 号 ⑥ 陳情 第 10 号 ⑦ 陳情 第 41 号 ⑧ 陳情 第 54 号	受理年月日	① 令 6. 6. 18 ② 令 6. 6. 18 ③ 令 6. 6. 18 ④ 令 6. 6. 18 ⑤ 令 6. 6. 19 ⑥ 令 6. 6. 20 ⑦ 令 6. 12. 10 ⑧ 令 7. 6. 3
件 名	① 「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業」の早期着工について ② 八重地区における自然エネルギー事業の推進について ③ 鹿児島市における再生可能エネルギー推進と環境学習の充実について ④ 郡山地域におけるクリーンエネルギーとグリーンツーリズムの推進について ⑤ 八重山周辺における風力発電事業の推進について ⑥ 「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業」の計画について ⑦ (仮称) かごしま郡山風力発電事業について ⑧ (仮称) かごしま郡山風力発電事業について		
結 果	①～⑤：令和 7. 12. 19 第 4 回定例会で採択 ⑥～⑧：令和 7. 12. 19 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	総務環境委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、本市と薩摩川内市にまたがる風力発電事業計画に対し、5号、6号、9号＝同事業の早期実現により、本市の再生可能エネルギー推進に取り組むこと。7号＝同事業を推進し、再生可能エネルギーの事例が分かるサイネージ等の設置や、実際のデータ等を用いた授業及びワークショップの実施を通じて、市民一人一人のエネルギー問題への理解を深める取組を推進すること。8号1項＝同事業について、市ホームページで正しい情報発信を行うこと。2項＝農村のクリーンエネルギー推進に関する他自治体の成功事例等を調査・発信すること。3項＝同事業や水力発電などのクリーンエネルギープロジェクトの推進に加え、次世代の子供たちや観光客等が学びながら観光できるデジタルサイネージ等の設置を検討すること。10号1項＝事業者に対し、地域住民等へ十分かつ丁寧な説明を行い、広く意見を収集し、意見に対する見解を地域住民等に公表するとともに、関係機関へ提出するよう求めること。2項＝鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイド

ラインが遵守されるよう事業者と十分協議した上で、変更された事業計画が出来上がり次第、環境影響評価書が国に提出される前に説明会を行うよう事業者に求めること。3項=所管の委員会による現地調査を行うこと。41号1項=県知事意見に従い、風力発電機が住居から1キロメートル以上離れるよう県及び事業者に伝えること。2項=同事業の関係地域である郡山校区コミュニティ協議会、花尾地域コミュニティ協議会及び南方まちづくり協議会から積極的に地域の情報を収集し、県及び事業者に伝えること。3項=令和6年3月26日に総務省が公表した「太陽光発電設備等の導入に関する調査<結果に基づく勧告>」を確認し、地域との間に生じているトラブルに関して適切に対応すること。54号1項=風力発電機と周辺の人家との距離を最低でも1キロメートル、遊歩道や山頂広場との距離を最低でも500メートル離すことを事業者に求めること。2項=同号第1項の事業者への要求事項が守られない場合、本計画の白紙撤回を事業者に求めること。3項=同号第1項の事業者への要求事項が守られない場合、国有林の保安林解除に同意しないことを市長に求めること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する国や県等の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、事業者である日本風力エネルギー株式会社の環境影響評価準備書によると、事業の名称は、(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業、事業者の名称は、当初、日本風力エネルギー株式会社となっていたが、令和5年1月27日に事業の実施をかごしま郡山風力合同会社へ引き継いだことが公告されている。事業規模は、風力発電所出力が最大3万キロワット、風力発電機の基数は9基、高さが最大154メートルで、事業実施区域は、本市、薩摩川内市及び日置市の行政界付近となっている。

環境影響評価法に基づく経緯及び本市の対応等として、元年9月に計画段階環境配慮書、2年1月に環境影響評価方法書、3年12月に環境影響評価準備書の縦覧が行われ、それぞれ県より本市に対し、環境の保全の見地からの意見を求められたことから、元年10月に同配慮書、2年5月に同方法書、4年5月に同準備書に対する意見を提出している。

また、同年9月に経済産業大臣より同準備書に対し、事業者は県をはじめとした関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施するとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと、土工量及び土地の改変を最小限に抑え、かつ環境への影響を回避または低減したものとなるよう専門家等からの助言を踏まえ、工事計画の見直しを行うことなどの勧告がなされている。

その後、事業の名称が(仮称)かごしま郡山風力発電事業に改められ、6年11月14日に事業者から本市に対し、さらに11月16日、17日に地元自治会に対し、見直した事業計画についての説明がなされ、主な事業計画の変更点は、①風力発電機の配置を見直し、基數を9基から8基へ削減(高さについては、4号機は最大154メートル、それ以外は最大159メートル)、②土地の改変区域を約31.6ヘクタールから約21ヘクタールへ削減、③対象事業実施区域の面積を約439ヘクタールから約170ヘクタールへ削減したことなどとなっている。

また、同年 11 月 29 日付で、県から事業者及び国へ環境影響評価書（案）に対する見解が提出された。同見解の提出については、国によると、法に基づく手続ではないが、事業者には、環境影響評価書の届出より前に、評価書（案）についての説明を求め、環境保全上配慮すべき事項に不足等があれば、必要に応じて指摘をしているほか、ほぼ同じタイミングで評価書（案）の内容について、県への事前説明を事業者にお願いしているとのことであった。県によると、同年 10 月に事業者から県の担当課に対し、同評価書（案）の説明があり、庁内関係課で内容の確認をしたとのことである。

その後、同年 12 月 20 日に事業者が住民説明会を開催したが、事業者によると、同準備書に対する経済産業大臣勧告等を踏まえ、見直した計画内容の周知及び変更した内容に基づく環境影響評価についての報告のため、任意で実施したものであり、204 名の参加者に対し、約 60 分の事業説明と約 90 分の質疑応答が行われ、事業に対する理解や推進の意見がある一方で、一部の地域住民及び地域外住民からは、事業に対する不安や懸念等、様々な意見や質問が寄せられたとのことである。

また、事業者においては、7 年 5 月 23 日から 6 月 20 日まで補正後の同評価書（案）の縦覧及び環境保全の見地からの意見書の提出受付を行ったほか、同年 6 月 7 日に広域を対象とした住民説明会を実施した。事業者によると、同説明会は 6 年 11 月に県から示された見解や同年 12 月の説明会等で寄せられた環境保全の見地からの意見を踏まえ、追加の環境保全措置等の検討や同評価書（案）の補正を行った上で、環境影響評価の趣旨にのっとり、任意で開催したものであり、126 名が参加し、質疑や意見を希望した全ての参加者に対して、休憩を含め約 7 時間の応答が行われ、参加者からは事業内容への理解や推進に関する意見があった一方で、一部の地域住民及び地域外住民からは、事業に対する不安や懸念等、様々な意見や質問が寄せられたとのことである。

その後、事業者においては、7 年 8 月 29 日、30 日に郡山地域の住民を対象とした任意の住民説明会を実施、同年 10 月 3 日には経済産業省へ同評価書を届け出し、同年 10 月 29 日に同省より事業者に対し、同評価書に係る確定通知が出されたところである。

なお、同評価書の内容については、事業者が行う同評価書の周知に関する公告及び約 1 か月間の縦覧において閲覧することができる。また、今後、事業者は開発許認可等の手続を別途行うこととなっている。

次に、本委員会としては、同年 4 月 21 日、地方自治法第 115 条の 2 第 2 項に基づき、参考人として、事業者等の出席を求め、意見を伺ったところである。同評価書（案）に対する県知事意見のうち、「風力発電機の設置基数の削減及び配置の見直しが行われ、予測結果においては指針値を下回っているものの、依然として、風力発電設備等の配置等が予定されている地点から 1 キロメートル未満の範囲に住居が存在している」ことへの対応については、経済産業省及び県との協議を実施し、対応方針を整理したところである。環境影響評価手続においては、必ずしも一律に全ての住居を対象として騒音の予測評価を行うことを義務づけられておらず、環境省が平成 29 年に発行した「風力発電施設から発生する騒音

等測定マニュアル」に基づき、地域を代表する地点を選定し、その地点での予測結果をもって評価するものとされているが、当該事業においては、同マニュアルの求めを超えて、1キロメートル未満の範囲に存在する全ての住居を対象として騒音予測値を個別に算出し、環境省が同年に策定した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に基づく指針値（昼間・夜間）を満たしているかを確認することとしている。なお、同指針は、騒音の物理的な大きさだけでなく、「わざらわしさ」や「睡眠への影響」といった心理的・生理的側面も考慮した上で指針値が設定されており、事業者としてもその趣旨を十分に踏まえて対応し、指針値を満たしている場合であっても、対象となる全ての住居に対して個別の説明機会を設け、予測結果や環境保全措置の内容を理解いただけるよう努めることとしている。また、工事期間中及び事業開始後において、関係地域内の住民や自治会、自治体等から騒音に関する連絡や相談が寄せられた場合には、①現地にて騒音の状況確認及び原因の究明を行うこと、②その結果を踏まえ、現地における騒音調査を実施し、風力発電施設の稼働により生じる騒音が環境影響評価手続で用いた指針値を超過していないかを確認すること、③仮に指針値を超過している場合には、二重サッシや防音カーテンなどの生活環境改善措置など適切な対策を講じることとしており、具体的には、地域住民との相談の場を設けるほか、必要に応じて専門家へのヒアリング等も行い、その結果を踏まえて、丁寧かつ誠実に対応を進めていくこととしている。

今後の地域住民への説明等については、環境影響評価手続の完了後においても、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づく住民説明会や工事計画に係る住民説明会を実施予定である。さらに、事業実施後においては、環境影響評価法に基づく事後調査を実施するほか、地域住民から意見が寄せられた場合には個別に対応するなど、継続的な情報提供と対話に努めていくこととしている。

環境学習については、これまで小学校等への出前授業や地域イベントにおけるワークシヨップの開催などを行っており、今後においても地域住民の要望に応じて、積極的に実施していきたいと考えている。また、将来的には、実際に建設された風力発電設備から得られる気象データや発電量などを活用し、再生可能エネルギーの仕組みや地域資源の有効活用について学ぶ授業の実施も視野に入れている。

水力発電については、現時点において具体的な計画はないが、地域貢献活動の一環として、八重の棚田地区における設置の可能性について、今後、検討を進めていきたいと考えているとのことである。

次に、環境学習施設（環境学習設備）の設置については、事業者が作成した同ガイドラインに関する協議書によると、郡山小学校及び八重山公園内の「てんがら館」の2か所に事業者が設置を検討しているが、令和7年9月に本市との打合せにより、「同設備を設置するに当たり、①設置場所の本来の目的を妨げず、②「再生可能エネルギーの推進に資する」ものであれば、許可の対象になり得るとしており、事業者からの提案については①②に沿っていると考えている」ことなどを確認しており、同設備の設置場所や内容等の詳細につ

いては、環境影響評価の確定通知が出た後に協議を開始することとしている。

本市としては、ゼロカーボンシティかごしまの実現に向けて、再生可能エネルギーの推進に努めていく必要があるが、推進に当たっては、法令等を遵守した上で周辺環境と調和した持続可能なものであることが重要であると考えており、当該事業については、事業者において、これまで任意の住民説明会を繰り返し開催されるとともに、経済産業大臣の勧告等を踏まえ事業計画を見直すなど、環境影響評価法に基づく手続を進められ、国が審査した結果、同評価書の確定を行ったと理解している。

健康被害については、国の指針において、国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられると示されており、同施設から発生する超低周波音と健康への影響について明らかな関連を示す知見は確認できていないところである。

八重山自然遊歩道と最も近い風力発電機との離隔距離が 12.8 メートルとなっていることについては、電気事業法等において定めはないが、制度改正などにより安全性や信頼性の面で高い水準が求められ、国において厳正な審査が行われることから、一定の安全性が確保されるものと考えている。

クマタカの保護については、営巣地から風力発電機まで 1 千メートル以上の離隔距離を取ることや事後調査を行うことなどが事業者から示されていることから、一定の対応は図られているものと考えており、本市としては今後、事業者から情報提供がなされた場合は国に報告したいと考えている。

今後においては、事業者が行う同評価書の縦覧について、本市は本庁や各支所等の場所を提供する予定であるが、住民から寄せられた意見等については、必要に応じて事業者に伝えていきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、まず、5号、6号、7号、8号及び9号については、「同評価書は国に提出されたばかりであり、内容が明らかになっていないことから継続審査したい」という意見、「我が会派は、原発ゼロの社会をつくるために再生可能エネルギーの普及促進は図るべきと考えているが、メガソーラーや大型風力発電のための乱開発は、森林破壊や土砂崩れ、住環境の悪化、健康被害のリスクを高めており、再生可能エネルギーの普及の大きな障害となっている。今回の事業計画については、住民の合意形成や住民から出された問題点等の解決が図られないまま、国から事業者に同評価書の確定通知が出されたことは問題であり、乱開発の規制や住民の合意形成が義務づけられていない環境アセスメントの法体系の抜本的な見直しが必要である」という立場から不採択としたい」という意見、「我が会派は、これまで自然エネルギーの重要性は認めつつも、昨今の線状降水帯等の異常気象の中で地球温暖化と災害防止のためにも、八重山一帯を開発すべきではないと考える。クマタカをはじめ、動植物が生息するすばらしい自然環境を維持することは重要であり、それを守るのが我々の役割であると考えることから、本件については不採択としたい」という意見、「本陳情については長期間審査

してきたが、今回、国が法に基づき、確定通知を出したことに対しては、我が会派としては非常に重く受け止めており、今後は法に基づく対応がなされることにより、これ以上審査を継続することは困難であると考える。そのようなことから、今後の住民への説明等の対応についてもしっかりと注視していく必要があると考えているが、本市としては、再生可能エネルギーを推進する立場でもあることから、本件については採択したい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、「環境学習設備の設置に関する同意の在り方に疑義があることや、我が会派としては現時点で同事業を推進する立場にないことから、本件については不採択したい」という意見、「今回、国から法に基づく同評価書に対する確定通知が出されたことで、一定の方向性が示されたものと考えることから、本件については採択したい」という意見、「国は厳正な審査を行った上で今回、確定通知を出しており、今後の国の対応もしっかりとなされるものと考えることから、本件については採択したい」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、採択すべきものと決定。

次に、10号、41号及び54号については、「5・6・7・8・9号と同様の理由から継続審査としたい」という意見、「1点目に、郡山地域の最大の地域住民組織であるコミュニティ協議会や市民団体から出された同事業計画に対する疑問や要望等が同評価書に反映されないまま、国から確定通知が出されたことは問題であり、同評価書の最終的な内容が今後、縦覧されなければ、市民は内容を把握できないこと。2点目に、同評価書に反映すべき県知事意見の内容が同評価書に全て反映されたわけではなく、環境アセスメント上の基準がないという理由だけで、環境保全上の問題点や課題を残したまま、同評価書を受け入れることについて、多くの市民の納得は得られないこと。3点目に、風力発電機から1キロメートル圏内に41軒の住居があり、疫学調査でも低周波音による睡眠障害等の健康被害が起きている実態があるにもかかわらず、当局の答弁は国の見解を繰り返すだけで、地域住民の健康被害を積極的に守る立場に立っていないこと。4点目に、秋田県での事故を受け、自然遊歩道と風力発電機との距離が問題になっており、現在、国において原因と再発防止策について調査が進められているにもかかわらず、国は確定通知を出し、本市も独自に安全対策を講じる立場に立っていないこと。5点目に、八重山の国有林は保安林であり、今回の国の対応によって、今後保安林解除の手続が行われることになるが、どの程度の国有林が改変されるのか、また、住民に周知する時期も不明であることは問題であり、保安林機能の低下につながる国有林の保安林解除は行うべきではないこと。6点目に、環境学習施設の設置については、事業者の視点のみが強調されることが懸念され、公正公平な学習施設として問題があること。7点目に、クマタカの保護について、工事期間中の調査や対策が検討されていないことは問題であり、本市は国任せにせず、クマタカ等の絶滅危惧種の保護について、市独自の対応を検討すべきであること。以上のような理由から本件については採択したい」という意見、「法に基づいた評価書の確定通知について非常に重

く受け止めており、不採択としたい」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、本委員会としては、改めて意見の開陳を願ったところ、「地域住民の不安が解消されていない点や風力発電機から住居や遊歩道の距離をさらに離すことについて賛成の立場であることから、本件については採択したい」という意見、「本件については不採択としたい」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。